

平成 30 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社アマナ
代 表 者 代表取締役社長 進藤 博信
(コード番号 2402 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営企画担当 築山 充
TEL:03-3740-4011

社内調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成30年2月15日付で公表いたしました「当社海外連結子会社による不適切な会計処理の疑義と平成29年12月期決算発表の延期に関するお知らせ」のとおり、当社の平成29年12月期の決算作業の過程におきまして、当社海外連結子会社上海恒代齐力企业形象策划有限公司(amanacliq Shanghai Limited)の一部従業員の人件費及び外注費の支払いに際して用いるべき勘定科目の処理やそれに伴う公租公課の処理等に関して、不適切な会計処理がなされている疑義が生じたため、調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

本日、調査委員会から調査報告を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 調査委員会の調査結果

調査結果につきましては、添付の「調査報告書」をご覧ください。なお、調査報告書につきましては、プライバシー及び機密情報保護等の観点から、部分的な非開示措置を施しております。

2. 決算への影響額について

調査の結果、不適切な会計処理により平成29年12月期末の連結純資産に与える影響額は当事業年度も含む過去3年間の累計で349百万円となりました。また、平成29年12月期の当期純利益に与える影響額は138百万円となりました。

3. 調査委員会の調査結果を受けた当社の対応方針

当社は、今回の調査結果を真摯に受け止め、調査委員会からの再発防止策に係る提言に沿って再発防止策を策定し、実行してまいります。

なお、再発防止策は決定次第お知らせいたします。

4. 今後のスケジュール

本日公表いたしました「平成29年12月期決算発表予定日に関するお知らせ」のとおり、平成30年5月1日に、当社は平成29年12月期有価証券報告書及び過年度の訂正有価証券報告書等の提出、並びに平成29年12月期決算短信及び過年度の決算短信等の訂正の開示を行う予定です。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にはご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以上

調 査 報 告 書
【開示版】

平成 30 年 4 月 26 日

株式会社アマナ

社内調査委員会

平成 30 年 4 月 26 日

株式会社アマナ 取締役会 御中

株式会社アマナ 社内調査委員会

委員長 石亀 幸大

委員 堀越 欣也

委員 築山 充

委員 遠藤 恵子

委員 飛松 純一

第 1. 社内調査委員会による調査の概要

1. 社内調査委員会

当社は、平成 29 年 12 月期の決算作業の過程において、会計監査人である新日本有限責任監査法人より当社海外連結子会社である上海恒代齐力企业形象策划有限公司（amanacliq Shanghai Limited）（以下「amanacliq Shanghai」という。）の一部従業員の人件費の支払いに際して用いるべき勘定科目の処理やそれに伴う公租公課の処理等に関して、不適切な会計処理がなされている疑義につき指摘を受けた。

これを受け、当社は、平成 30 年 2 月 7 日から 10 日まで初期調査を実施し、上記人件費に関する疑義の存在につき改めて確認するとともに、一部外注費の支払いについても同様の疑義が存在することを確認した（以下、これらの疑義の対象となった会計処理を総称して「本件会計処理」という。）。そこで当社は、本件会計処理について、事実関係を徹底して調査するとともに、同種の問題が存在しないかを調査するため、平成 30 年 2 月 13 日、以下のメンバーで構成される社内調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置し、調査を開始した。

委員長	石亀 幸大	当社取締役（法務担当）
委員	堀越 欣也	当社取締役（ストックフォト・ライフスタイルコンテンツ担当）
委員	築山 充	当社取締役（経営企画担当）
委員	遠藤 恵子	当社監査役
委員	飛松 純一	当社社外監査役（弁護士）

なお、上記初期調査の結果、本件会計処理について当社経営陣が組織的に関与した疑いは生じていないこと、石亀氏は、職務分掌上、本件会計処理に関与している可能性がないと考えられること及び法務担当取締役であること等から、同人を委員長とした。また、その他の委員構成については、調査の公正性を確保しつつ迅速な調査を阻害しないため、本件会計処理に関与していないと考えられ、かつ、当社のビジネスや業務内容に精通している堀越氏、築山氏及び遠藤氏と、当社社外監査役であり弁護士資格を保有する飛松氏をそれぞれ委員とした。

また、当委員会は、その調査（以下「本調査」という。）を補助させるため、外部の専門家である森・濱田松本法律事務所、ひふみ総合法律事務所、PwC ビジネスアシュアランス合同会社及び PwC グローバルネットワークのメンバーファームを補助者として選任した。

なお、当社は、当委員会による平成 30 年 3 月下旬までの調査の結果、更に本調査を継続する必要性を認識したため、同年 3 月 29 日、平成 29 年 12 月期有価証券報告書の提出期限延長を関東財務局長に申請し（同年 3 月 30 日承認）、当該有価証券報告書の提出期限を平成 30 年 5 月 1 日までとして、本調査のための期間を確保した。

2. 本調査の目的

本調査の目的は、以下のとおりである。

- ① 本件会計処理に関する事実関係の調査
- ② 本件会計処理と同種の事象の有無の調査
- ③ 上記①及び②の結果発見された事項の発生原因の分析と再発防止策の策定・提言

3. 本調査の対象範囲及び対象期間

(1) 本調査の対象範囲

本調査の主たる対象範囲は、本件会計処理の疑義が確認された amanacliq Shanghai であるが、それ以外にも、管理体制の類似性などから同種の事象が生じる可能性があると考えられる amanacliq Singapore Limited（シンガポール法人。以下「amanacliq Singapore」という。）、amanacliq Asia Limited（香港法人。以下「amanacliq Asia」という。）及び当社を本調査の対象とした。

(2) 本調査の対象期間

本調査の対象期間は、amanacliq Shanghai、amanacliq Singapore 及び amanacliq Asia のうち最も早期に設立された amanacliq Asia の設立時期である平成 24 年 9 月から平成 29 年 12 月までとした。

4. 本調査の実施期間及び方法

(1) 本調査の実施期間

当委員会は、平成 30 年 2 月 13 日から同年 4 月 23 日まで本調査を実施した。

(2) 本調査の方法

本調査の具体的な内容は、以下のとおりである。

ア インタビュー

当委員会は、本調査において、本件会計処理又はこれと同種の事象に関与し又はこれらについて認識している可能性のある当社並びに amanacliq Shanghai、amanacliq Singapore 及び amanacliq Asia の過去及び現在の役職員（複数の法人の役職を兼務する者を含む。）28 名に対し、インタビューを実施した。具体的な対象者については別紙を参照されたい。

イ 会計データ及び関連資料等の閲覧及び検討

当委員会は、本件会計処理又はこれと同種の事象に関連する可能性がある会計データ及び各種証憑等の関連資料の閲覧及び検討を行っており、また、各種会議体の議事録及び社内規程等の関連資料についても当委員会が必要と認める範囲で閲覧及び検討を行っている。

ウ アンケート調査

当委員会は、**amanacliq Shanghai** において、本件会計処理に係る事実関係又は本件会計処理と同種の事象その他の不適切な会計処理が存在しないかを検証するため、平成 30 年 3 月 12 日付で、現在の **amanacliq Shanghai** の役職員 54 名¹に対して質問状を配布し、同日中に全ての対象者から回答を受領した。また、**amanacliq Singapore** において、本件会計処理と同種の事象その他の不適切な会計処理が存在しないかを検証するため、平成 30 年 3 月 29 日付で、**amanacliq Singapore** の職員 3 名²に対して質問状を配布し、同年 4 月 2 日までに全ての対象者から回答を受領した（**amanacliq Asia** については役職員がいずれも **amanacliq Shanghai** の役職員を兼務しているため、同様のアンケートを重ねて実施することはしていない。）。

5. 調査の限界

本調査は、前記 4.(1)記載の時間的制約の中で、前記 4.(2)記載の調査方法に基づき実施されたものであり、本調査には一定の限界がある。また、当委員会は、本調査により、調査の目的を果たすための合理的な基礎を得たものと判断しているが、より時間をかけて、又は他の調査方法を採用していたならば、本調査の結果とは異なる結果となる可能性は否定できず、調査結果が完全であることを保証することはできない。

なお、本調査は当社のために行われたものであり、当委員会は当社以外の第三者に対して責任を負うものではない。

¹ 原則として **amanacliq Shanghai** の役職員全員を対象としたが、そのうち、インタビューを行った役職員、休職により現在勤務していない従業員及びインターンは対象としていない。

² 原則として **amanacliq Singapore** の役職員全員を対象としたが、そのうち、インタビューを行った役職員は対象としていない。

第2. 調査により判明した事実

1. 当社及び調査対象となった子会社の概要

(1) 当社の概要

当社の概要は以下のとおりである（別段の記載がない限り、本報告書の日付現在）。

会社名	株式会社アマナ
上場市場	東京証券取引所マザーズ 証券コード (2402)
決算日	12月31日
株主構成	進藤博信 (22.14%)、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 (10.41%)、株式会社堀内カラー (2.21%) 等 (平成29年12月31日現在)
代表者	代表取締役社長 進藤博信
本店所在地	東京都品川区東品川二丁目2番43号
従業員数	単体426名 連結892名 (但し、いずれも臨時従業員を除く。) (平成29年12月31日現在)
主な事業内容	ビジュアルコミュニケーション事業
会計監査人	新日本有限責任監査法人

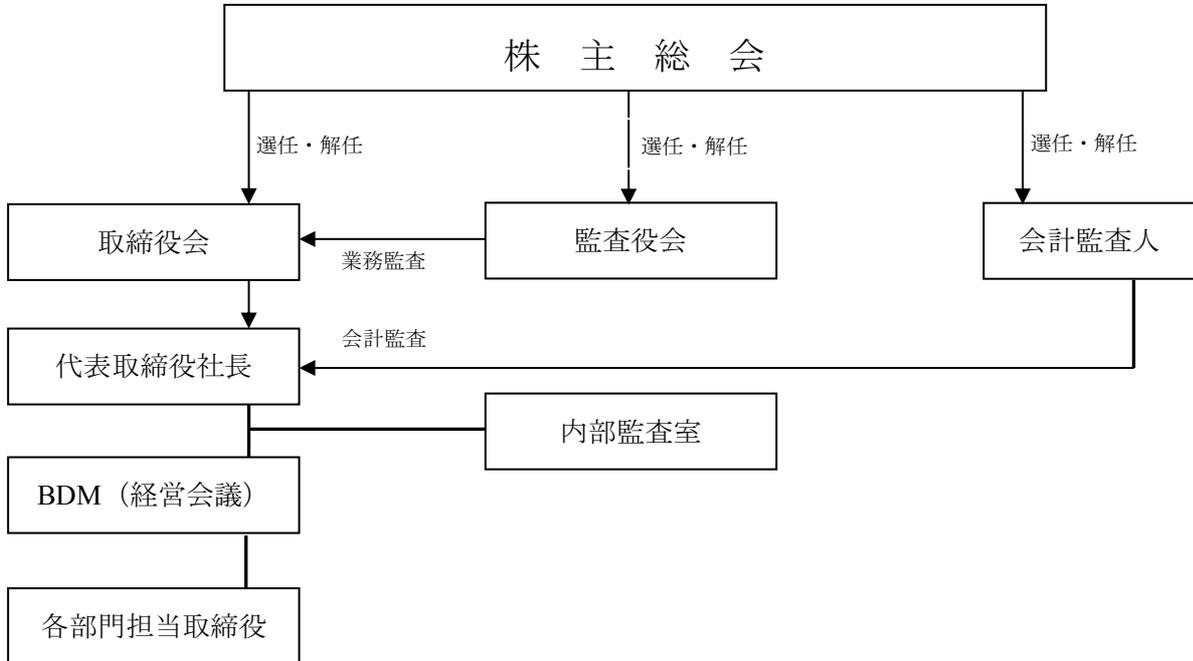
調査対象期間における当社の amanacliq Shanghai 担当役員は、A 氏である。また、調査対象期間における amanacliq Shanghai を含む当社グループ³の財務・経理責任者は、B 氏である⁴。

³ 当社グループは、本報告書の日付現在、当社、当社の子会社17社及び当社の関連会社7社から構成されている。

⁴ 平成25年3月まではコーポレートオフィス本部長として、同年4月以降は管理担当役員として管掌している。

(2) 当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりである(平成30年3月1日現在)。

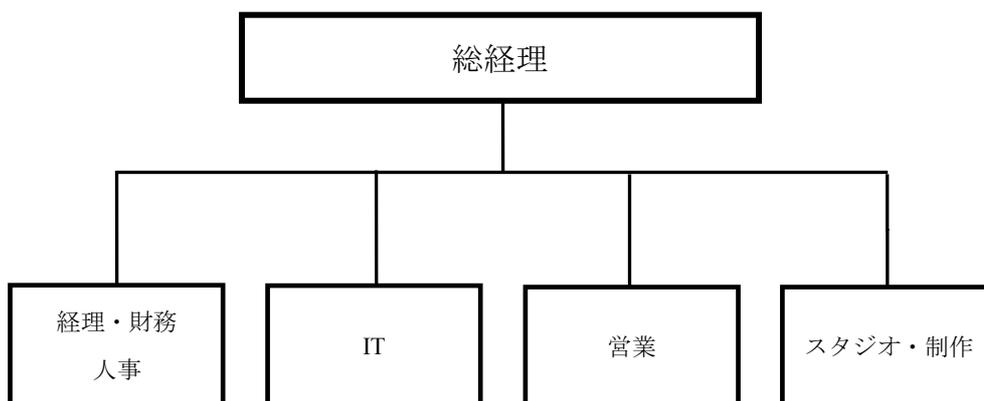


(2) amanacliq Shanghai の概要

amanacliq Shanghai は、平成 24 年 10 月に上海で設立された、広告ビジュアル制作事業を営む当社の連結子会社である。amanacliq Shanghai は、各種広告のデザイン、制作等の業務を行っていた X 有限公司（平成 21 年 2 月に上海で設立。以下「事業譲渡会社」という。）より、動産及びのれんの譲渡、従業員の承継等を内容とする事業譲渡を受けて事業を開始した。事業譲渡会社の CEO であった C 氏は、amanacliq Shanghai においても、同社設立時から平成 27 年 3 月までは総経理⁵を、また、同年 4 月から本報告書の日付現在に至るまで董事⁶兼総経理を務め、継続して事業に関与している。amanacliq Shanghai の概要及び組織体制は以下のとおりである。

(1) 名称	上海恒代齐力企业形象策划有限公司 (amanacliq Shanghai Limited)		
(2) 所在地	中華人民共和国上海市		
(3) 事業内容	アジア市場におけるビジュアルコミュニケーション事業		
(4) 資本金	3.1 百万 USドル		
(5) 大株主および持分比率	amanacliq Asia Limited 100%		
(6) 最近 3 年間の経営成績及び財政状況			
決算期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
純資産	15 百万元	11 百万元	12 百万元
総資産	29 百万元	37 百万元	42 百万元
売上高	36 百万元	52 百万元	61 百万元
販売費及び一般管理費	6 百万元	8 百万元	8 百万元
営業利益	△0.3 百万元	△4 百万元	0.1 百万元
経常利益	△0.7 百万元	△3 百万元	0.7 百万元
当期純利益	△0.7 百万元	△3 百万元	0.7 百万元
(7) 従業員数	54 名(平成 30 年 3 月現在)		

なお、会計監査人には現地ローカルの監査人を起用している。



⁵ 中国の企業における「総経理」は、中国の企業における日常の経営管理の責任者である。

⁶ 中国の企業における「董事」は、日本の企業の「取締役」に相当し、「董事会」（日本の「取締役会」に相当する。）の構成員である。

(3) amanacliq Singapore 及び amanacliq Asia の概要

amanacliq Singapore は、平成 25 年 7 月にシンガポールで設立された、広告ビジュアル制作事業を営む当社の子会社である。

amanacliq Asia は、平成 24 年 9 月に香港で設立された当社の子会社であり、amanacliq Shanghai 及び amanacliq Singapore の持株会社として機能している。amanacliq Asia には固有の役職員はおらず、amanacliq Shanghai の役職員の一部が amanacliq Asia の役職員を兼務している。

本報告書の日付現在、当社は amanacliq Asia の持分の 60%を保有し、残りの 40%は C 氏が保有している。また、amanacliq Shanghai 及び amanacliq Singapore は、amanacliq Asia の 100%子会社である。

2. 従業員の人件費の支払い及び公租公課の不適切な処理

(1) 不適切な給与処理及び公租公課の処理の概要

amanacliq Shanghai は、平成 24 年 10 月の設立時から本件が発覚するまで、一部の従業員と合意の上で、当該従業員の給与の一部を、当該従業員が個人で立て替えた会社費用の精算の名目で支給していた。amanacliq Shanghai は、従業員に名目上の会社費用に対応する発票⁷を提出させ、費用として計上していた。

個人で立て替えた会社費用の精算という形式をとっていたとしても、当該費用の支払いが実質的に従業員に対する給与支払いの性質を有する場合には、当該費用については、中国の税務上、給与の支払いとして個人所得税の源泉徴収を行い、また、社会保険料の算定の基礎となる数値に含める必要がある。

しかしながら、amanacliq Shanghai では、給与のうち、会社費用の精算として経理処理していた額については、源泉徴収すべき従業員個人の個人所得税を源泉徴収しておらず、また、社会保険料の算定において基礎となる数値に含めていなかった（以下、このような給与の処理を「本件給与処理」という。）。この結果、個人所得税の源泉徴収漏れ及び納付漏れ並びに社会保険料の納付漏れが生じていた。

(2) 本件給与処理をするに至った経緯並びに手続及び態様

前記 1.(2)のとおり、amanacliq Shanghai は、事業譲渡会社から従業員等を承継して事業を開始した会社である。事業譲渡会社では、平成 21 年の設立当初より本件給与処理を行っており、かかる処理は事業譲渡後の amanacliq Shanghai においても継続されていた。

事業譲渡会社の CEO であり、amanacliq Shanghai の総経理でもある C 氏は、amanacliq Shanghai において本件給与処理を行っていたことについて、本件給与処理は中国で広く行われている実務であり、また、従業員とも合意していたのであるから問題であるとは認識していないと説明している。

(3) 影響額

当委員会は、平成 25 年 1 月から平成 29 年 12 月までの間に amanacliq Shanghai に雇用されている従業員に関する従業員名簿、給与台帳等入手し、内容の検証を行った。また、調査の結果判明した事実関係に基づき、中国税務の専門家に依頼し、管轄税務局に対して過年度の給与所得の源泉税の徴収漏れに関して、自主修正申告の相談を行い、修正申告の遡及期間、延滞金の発生の有無等について当該税務局の見解を得た。

そこで、当該税務局の見解を踏まえ、当社は、過去 3 年間の源泉税の追加納付及び延滞

⁷ 発票とは、商品の売買、役務の授受等の営業活動において、代金等の授受がされたことを示すための書類による証明であり、財務収支の法定根拠となる中国における証憑をいい、「インボイス」や「領収書」と和訳されることがある。

金の納付を行う予定である⁸。

同様に、当社は、給与に係る社会保険料の未納付分に関して、社会保険管轄機関に相談したところ、平成 29 年度分の給与申告を修正して平成 30 年度に納付する分の社会保険料を修正することはできるとのことであったが、それ以前については修正申告できないとの回答であったことから、過年度の給与に係る社会保険料については追加納付しない見込みである。

以上によれば、本件給与処理に伴う公租公課の影響額は以下のとおりである。

(単位：人民元)

	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期	平成 29 年 12 月期	合計
源泉税	2,297,806	2,226,129	2,113,516	6,637,451
延滞金	1,016,328	601,589	173,840	1,791,757
合計	3,314,134	2,827,718	2,287,356	8,429,208

なお、延滞金については、平成 30 年 3 月の自主修正申告の申出により初めて債務発生事象を認識することとなるため、平成 29 年 12 月期年度決算における修正後発事象として取り扱い、平成 29 年 12 月期の期末決算において延滞金 1,791 千元全額を計上することとなる。

⁸ 管轄税務局からのコメント及びこれに基づく当社の判断については、管轄税務局との相談を依頼した中国税務の専門家からも妥当であるとのコメントを得ている。

3. フリーランスへの支払いに係る不適切な外注費処理及びこれに伴う不適切な公租公課の処理

(1) 不適切な外注費処理及び公租公課の処理の概要

amanacliq Shanghai は、広告ビジュアル制作事業において、フリーランスとして個人事業を営むスタイリスト、メイクアップアーティスト、フォトグラファー等（以下、フリーランスとして個人事業を営む個人を指して、単に「フリーランス」という。）に業務を委託している。中国の税務上、当該フリーランスへの役務報酬の支払いを行うにあたり、amanacliq Shanghai は個人所得税を源泉徴収する義務を有しているが、実際には、源泉税の徴収及び納付をしていなかった。

また、こうしたフリーランスへの役務報酬を損金算入するためには、当該フリーランスからの発票などの一定の証憑を取得することが必要となるが、amanacliq Shanghai では、ほとんどの場合、こうした証憑を取得していなかった。したがって、本来であれば役務報酬の損金算入は許されなかったが、amanacliq Shanghai では、当該支払金額に相当する発票を自社で購入するなどの方法により収集し、支払いの証憑として使用して費用計上を行い、当該費用について、企業所得税の計算上、損金算入を行っていた（以下、これらの処理を「本件外注費処理」という。）。

(2) 本件外注費処理に至った経緯

前記 1.(2)のとおり、amanacliq Shanghai は、事業譲渡会社から従業員等を承継して事業を開始した会社である。事業譲渡会社は、平成 21 年の設立当初より本件外注費処理を行っており、かかる処理は事業譲渡後の amanacliq Shanghai においても継続されていた。

事業譲渡会社の CEO であり、amanacliq Shanghai の総経理でもある C 氏は、amanacliq Shanghai において、本件外注費処理を継続していたことについて、フリーランスからは源泉税を差し引く前の金額を手取りで渡すことが求められ、他方で、源泉税分をフリーランスに負担させないとすると amanacliq Shanghai が負担することにならざるを得ず競合他社との価格競争力に欠けること、また、中国国内における商慣習として、フリーランスから発票を取得できることはほとんどないことから、本件外注費処理を継続していたと説明している。

(3) 影響額

当委員会は、平成 25 年 1 月から平成 29 年 12 月までの間に、amanacliq Shanghai の帳簿上、外注費の内訳項目として「撮影サービス費」等と記載された各項目の検証を行った。

また、調査の結果判明した事実関係に基づき、中国税務の専門家に依頼し、管轄税務局に対して過年度の役務報酬の源泉税の徴収漏れ等に関して、自主修正申告の相談を行い、修正申告の遡及期間、延滞金の発生の有無、損金算入の可否等について管轄税務局の見解

を得た。

そこで、管轄税務局の見解を踏まえ、当社は、管轄税務局に対して過去3年間の源泉税、増値税⁹及び付加税¹⁰の追加納付並びに延滞金の納付を行う予定である¹¹。

以上によれば、本件外注費処理に伴う公租公課の影響額は以下のとおりである。

(単位：人民元)

	平成27年 12月期	平成28年 12月期	平成29年 12月期	合計
源泉税	2,646,403	2,985,752	3,177,100	8,809,255
増値税	265,285	294,355	325,163	884,783
付加税	34,487	38,263	39,653	112,403
延滞金	1,061,972	753,239	392,590	2,207,801
合計	4,008,147	4,071,589	3,934,506	12,014,242

なお、当該延滞金についても、前記2.(3)の未納源泉税に係る延滞金と同様、平成30年3月の自主修正申告の申出により初めて債務発生事象を認識することとなるため、平成29年12月期年度決算における修正後発事象として取り扱い、平成29年12月期の期末決算において延滞金2,207千元全額を計上することとなる。

⁹ 「増値税」とは、物販、役務提供等の対価に基づき課される流通税である。

¹⁰ 「付加税」とは、増値税の納税額に基づき課される地方税である。

¹¹ 管轄税務局からのコメント及びこれに基づく当社の判断については、管轄税務局との相談を依頼した中国税務の専門家からも妥当であるとのコメントを得ている。

4. amanacliq Shanghai において認められたその他の不適切な会計処理（amanacliq Shanghai が管理する現地役職員の個人名義銀行口座を用いた取引）

当委員会は、amanacliq Shanghai において、前記 2 及び 3 に記載した本件会計処理以外にも、同種の事象が存在しないかにつき調査した。

その結果、以下のとおり amanacliq Shanghai の会社の資金を個人名義の口座を用いて入出金している事実を認識したため、その詳細を調査した。なお、同社において、以下の点以外に財務諸表の修正を必要とする事象は発見されなかった。

(1) 口座が開設された経緯

amanacliq Shanghai では、同社による管理のもと、同社の経理担当の従業員及び総経理である C 氏の個人名義の銀行口座（以下「ACS 個人口座」と総称する。）を業務に用いている。

ACS 個人口座は、中国国内では、法人から個人への送金が 5 万元を超過する場合には契約書等の関連証憑の提示が必要となることから、フリーランスへの外注費の支払手続きを容易にするために設けられたものである。amanacliq Shanghai では、必要な手続きを取ったうえで、同社の法人名義の口座から ACS 個人口座への送金を予め行っておき、フリーランスへの支払いの際には、ACS 個人口座からフリーランスへの送金を行っていた。

(2) 未記帳取引

amanacliq Shanghai では、一部の受注制作案件において、顧客から発票不発行の要請があった場合、これに応じるとともに、当該案件に関する収益及び費用に対応する入出金を amanacliq Shanghai 名義の法人口座ではなく、ACS 個人口座で行っていた。amanacliq Shanghai では、発票不発行の取引は簿外取引と扱わざるをえないとの判断から、帳簿と法人口座に不整合が生じないようにするために、ACS 個人口座を利用していたものである。なお、いずれの入出金も amanacliq Shanghai の正規の取引に係るものであり、経費横領等の不正な用途には用いられていないことを確認した。

ACS 個人口座を用いた未記帳取引の影響額は平成 25 年 12 月期から平成 29 年 12 月期までの合計で、売上高 2,381,577 元、売上原価 1,892,446 元であった。当社は、当該影響額を財務諸表に取り込む見込みである。

5. amanacliq Singapore 及び amanacliq Asia におけるその他の問題の調査

前記第 1.3.(1)のとおり、当委員会は、amanacliq Singapore 及び amanacliq Asia についても、本件会計処理と同種事項の有無を調査したものの、重要な事象は確認されなかった。

第3. 原因分析

以上のとおり、本調査の結果、amancliq Shanghai においては、会計処理及びこれに伴う公租公課の処理について、複数の不適切な事象が発生していることが判明している。

その原因は、直接には特定の役職員における意識不足や amancliq Shanghai における体制の不備に起因するものであるが、その背景には、同社に対する当社からの十分な管理監督・支援が行われなかったという問題がある。具体的には以下のとおりである。

1. amancliq Shanghai 総経理におけるコンプライアンス意識の低さ

本件会計処理はいずれも、amancliq Shanghai の総経理である C 氏が CEO を務めていた事業譲渡会社において、amancliq Shanghai への事業譲渡前から行われていたものである。同氏は税務上の問題を認識しつつも、中国の広告制作業界では一般的なものであると認識して事業譲渡後の amancliq Shanghai においても本件会計処理を継続していた。また、本件会計処理の税務上の問題については、当社役員や amancliq Shanghai の日本人駐在員から指摘を受けたこともあったものの（後記2及び3参照）、本件会計処理を中止することはなかった。

もっとも、たとえ本件会計処理が中国における広告制作業界では一般的なものであったとしても、当該処理が税務上誤ったものであり、これによって amancliq Shanghai に税務リスクが生じ、ひいては当社の財務報告が不適切なものとなることは当然である。C 氏には日本の上場会社の子会社である amancliq Shanghai の総経理に必要とされるコンプライアンス意識が不足していたというほかに、このことが本件の直接的な発生原因となった。

2. 当社役員における財務報告の適正性に悪影響が生じることへの危機意識の低さ

前記1のとおり、本件会計処理は、事業譲渡会社において amancliq Shanghai への事業譲渡前から既に行われていたものであるところ、事業譲渡に当たり平成24年に実施した財務デューデリジェンス報告書では、既に本件会計処理の問題が指摘されていた。また、当社が amancliq Shanghai の経理処理の適正性について、現地ローカルの会計監査人とは別にチェックを委託していた Y 会計事務所から四半期毎に受領する報告書でも、平成26年以降、本件会計処理について問題があるとの指摘があった。そして、当社の CFO である B 氏は、これらのいずれの指摘についても共有を受けていた。

このように同氏は早期に本件会計処理の問題を認識しており、また、当社グループの財務・経理の責任者であったのであるから、本件会計処理のリスクを適切に把握し、早期に是正すべき立場にあった。

しかしながら、B 氏は、平成28年になって、C 氏に対して平成29年以降に新規に雇用する従業員との間で本件給与処理を行わないよう指示するなど、一部改善を目指す行動をとったものの、かかる改善指示についてその後の状況をフォローせず、結果として改善が図られない状況を看過するなど、全体として十分な対応を行わなかった。

また、当社における amanacliq Shanghai の担当役員であり、同社の董事長である A 氏も、早期に本件会計処理の問題を認識しており、また、B 氏による上述の新規雇用従業員に対する本件給与処理の中止指示についても把握していたものの、やはり、その後の改善状況をフォローしておらず、全体として十分な対応を行わなかった。

本件会計処理を認識していた当社の役員において不十分な対応に終始した背景には、C 氏による、中国現地では一般的であるとの説明を安易に受け入れたことがあるものと思われるが、現地の事情に流され、判断を誤ったものというほかない。

このように、当社役員の一部において、中国現地での問題であっても日本の財務報告の適正性に悪影響が生じるとの危機意識が不十分であったことも、本件会計処理が、発生後、長期に亘り是正されなかった重要な原因の一つとなった。

3. amanacliq Shanghai における総経理への権限の集中とこれを牽制すべき管理部門人員の不足

amanacliq Shanghai の総経理である C 氏は、事業譲渡会社の CEO を務めており、事業譲渡会社の現地マネジメント層とともに amanacliq Shanghai に移籍していること、C 氏に与えられた裁量は総じて広く、また、実質的に amanacliq Shanghai の 40% の株主であることから、その権限は、同社内において、事実上も制度上も大きなものであったと認められる。

これに対して、当社は、amanacliq Shanghai における経理業務を含む管理業務全般を担当させるため、日本から駐在員を派遣していたものの、その人数は 1 名であり、C 氏及び現地マネジメント層を牽制するのに十分とはいえなかった。実際、同駐在員が C 氏に対して本件会計処理の税務上の問題点を指摘したこともあったが、C 氏は当該指摘を聞き入れることなく本件会計処理を継続している。

このように、amanacliq Shanghai において総経理である C 氏に権限が集中する一方、C 氏に対して十分な牽制を働かせるべき管理部門の人員が不足していたことも、本件が早期に是正されなかった要因の一つとなった可能性は否定できない。

4. amanacliq Shanghai の会計処理に関する当社経理部門の関与不足及び体制の不十分さ

当社は、連結財務諸表を作成するにあたり、経理担当者が amanacliq Shanghai から情報を受領し、必要に応じて同社の経理担当者との連絡を取るなど、amanacliq Shanghai の経理に対して一定の関与は行っていた。

もっとも、かかる関与はあくまで連結決算上の観点に基づくものに留まり、amanacliq Shanghai における日常の経理処理の妥当性に関しては、当社経理部門は確認しておらず、また、容易に確認可能なシステムともなっていない。

このように、当社として、amanacliq Shanghai の会計処理の適切性を積極的にチェックすることができる体制や手続が整っていなかったことも、本件会計処理について早期発見・改善を図ることができなかった要因の一つとなったものと考えられる。

5. 当社における amanacliq Shanghai に対しての管理監督上の不備

前記3のとおり、当社は、amanacliq Shanghai における管理業務を担当させるため、同社に駐在員を派遣していた。もっとも、当該駐在員の職務上の報告は、B氏に対して行われる体制となっていたことから、その問題意識はB氏以外の当社取締役には十分には共有されなかった。

また、前記2のとおり、当社は、Y会計事務所からの報告書により、数年前から本件会計処理について認識する機会を有していたが、かかる情報もまたB氏の下に留まり、当社内には必ずしも広く共有されず、例えば、取締役会、監査役会及び内部監査室への十分な共有が図られていなかった。

以上のように、当社において amanacliq Shanghai における問題点の把握・改善に積極的に関与できる情報共有の体制が整っていなかったことも、本件会計処理の早期改善を図ることができなかった原因の一つであると考えられる。

第4. 再発防止策の提言

1. コンプライアンス意識の強化・再徹底

(1) コンプライアンス徹底に係るメッセージの発信、研修の実施

本件が発生した直接の原因が、中国現地におけるコンプライアンス意識の低さ、日本側における危機意識の低さにあることに鑑み、当社及び amanacliq Shanghai の役職員においては、今一度、日本の上場会社である当社を中心とする当社グループが徹底すべきコンプライアンス、とりわけ適正な財務報告の意義について認識を改める必要がある。

そのためには、まず、当社トップから、コンプライアンスの重要性について海外子会社を含むグループ全体にメッセージを発信することが必要である。また、本件を素材にするなどして、国境を跨ぐことによるコンプライアンス意識のギャップにより生じる不祥事リスクについて理解を深めるため、研修を実施することが効果的と考える。

(2) 責任の明確化

当社において、コンプライアンス軽視が許されないことを明確にするために、本件の関与者について、その関与の程度等に応じて責任の明確化を図ることが必要である。

2. amanacliq Shanghai における牽制機能の強化・経理処理の正常化

amanacliq Shanghai において、総経理等の特定の役職の権限が強くなり、その独断を許すことがないよう、適切な牽制機能が発揮される体制を構築する必要がある。例えば、権限規程や決裁プロセスの見直し、管理部門に携わる日本人出向者の増員等を検討すべきである。

また、本件会計処理においては、給与の会社費用名目での計上、受領できなかった発票に代わる発票の購入など、本来は行われるべきでない経理処理が横行していたことから、改めて経理規程等の社内規程を見直すとともに、当該規程を周知徹底し、経理処理の正常化を図る必要がある。

3. 当社経理部門における amanacliq Shanghai の会計処理への関与・体制強化

当社経理部門が amanacliq Shanghai の経理業務の適正性を適時に検証できるようにするため、連結決算プロセスを含む経理処理の業務フローの見直し、現地の経理情報をモニタリングできるシステムの導入などを検討すべきである。

4. 当社における amanacliq Shanghai に対する管理監督機能の強化

(1) リスク情報の共有・拾い上げができる仕組みの強化、是正措置の実行・報告のため

の仕組み構築

本件における Y 会計事務所の報告書のような重要なリスク情報が、適時に、複数の社内組織において十分に共有されるよう、当社取締役会・監査役会への報告事項の拡大、各社内組織の役割の見直し、内部通報制度の周知・徹底等の報告経路の複線化のための方策などを検討すべきである。

また、本件について、一部、改善に向けた動きが見られたものの、十分な是正措置が図られず、是正結果の確認も行われなかった点にも鑑み、把握されたリスク情報については、その是正の要否、是正が必要とされた場合の是正措置の実行可能性の確保、是正後の報告までが適切に行われるよう、当社社内の権限、分掌、業務フロー等を検討することが必要である。

(2) 会計監査機能の強化・拡充

amanacliq Shanghai は、単体決算書について会計監査人による監査を受けていたが、現地ローカルの監査人を起用していたことから、日本でのコンプライアンスの水準を意識した現地の監査、あるいは、当社の連結財務諸表の監査にかかる会計監査人と緊密な連携を図った現地の監査が行われていたとは言えない。そこで、今後の amanacliq Shanghai における会計監査人の起用にあたっては、日本におけるコンプライアンスの水準に対する認識や日本における外部監査との連携といった観点から、その選定プロセスを見直す必要がある。

また、当社社内においても、会計監査機能の強化・拡充のため、従来、会計に関する専門家が選任されていなかった監査役についての専門家の選任、内部監査部門等の監査部署における会計知識の向上や往査等における外部人材リソースの活用等を検討すべきである。

以上

インタビュー対象者一覧

	対象者 (敬称略)	役職 ¹
当社		
1.	進藤 博信	当社代表取締役
2.	A	当社取締役、amanacliq Shanghai 董事長、amanacliq Singapore 取締役、amanacliq Asia 代表取締役
3.	■■■■■	当社取締役、amanacliq Shanghai 董事、amanacliq Asia 取締役
4.	B	当社取締役、amanacliq Shanghai 監事、amanacliq Asia 監査役
5.	■■■■■	当社執行役員、amanacliq Shanghai 元董事、amanacliq Asia 元取締役
6.	■■■■■	当社経理担当
7.	■■■■■	当社経理担当
8.	■■■■■	当社元管理部門担当役員付、amanacliq Shanghai 元董事、amanacliq Singapore 元取締役、amanacliq Asia 元取締役
amanacliq Shanghai		
1.	■■■■■	Executive Producer, Production Department
2.	■■■■■	Executive Producer, Production Department
3.	■■■■■	Producer, Production Department
4.	■■■■■	Imaging Director, Ark Imaging, Studio Ark
5.	C	President
6.	■■■■■	Manager, Finance & HR Operation
7.	■■■■■	Cashier, Finance & HR Operation
8.	■■■■■	Imaging Director, Ark Imaging, Studio Ark
9.	■■■■■	Senior Producer, Production Department
10.	■■■■■	Production Manager, Production Department
11.	■■■■■	Production Manager, Production Department
12.	■■■■■	General Manager, Studio Ark
13.	■■■■■	Producer, Production Department
14.	■■■■■	Accountant, Finance & HR Operation
15.	■■■■■	Producer, Production Department
16.	■■■■■	Controller, Finance & Administration
17.	■■■■■	Studio Manager, Studio Ark
18.	■■■■■	Executive Producer, Motion Production
19.	■■■■■	HR Executive, Finance & HR
amanacliq Singapore		
1.	■■■■■	Executive Producer

¹ 所属・役職等は、インタビュー時のものを記載し、必要に応じて、本件会計処理が行われていた当時の最終のものを記載している。